

3 文科初第 7 7 2 号  
令和 3 年 7 月 3 0 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

教育課程特例校制度実施要項の改正及び授業時数特例校制度実施要項  
の決定等について（通知）

この度、教育課程特例校制度実施要項を別添 1 のとおり改正し、申請に係る様式を変更するとともに、授業時数特例校制度実施要項を別添 2 のとおり決定し、申請の様式を示しましたのでお知らせします。なお、別紙 1 及び別紙 2 において、それぞれ、改正後の教育課程特例校制度実施要項（以下「改正実施要項」という。）及び授業時数特例校制度実施要項（以下「実施要項」という。）に基づく取組の実施に当たっての留意事項を示していますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

< 本件担当 >

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111（内線 2368）

E-mail：kyokyo@mext. go. jp

## 教育課程特例校制度実施要項の改正等の要点

## 1. 改正の基本的な考え方

教育課程特例校制度は、文部科学大臣が指定する学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、その特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度である。

その趣旨をよりよく実現できるよう、申請に係る手続きの簡素化や申請期間の延長等により、申請手続の際の各学校・管理機関・都道府県教育委員会等の負担を軽減するとともに、各学校の説明責任を明確にし、これらを踏まえた各教育課程特例校における取組の改善を推進するため、教育課程特例校制度実施要項を改正する。

## 2. 主な改善の内容

## (1) 教育課程特例校制度実施要項の改正

## ① 申請を行う場合等の経由機関の追加

管理機関が、教育課程特例校の新規指定・変更・廃止の申請及び実施状況の把握・検証の報告に当たって経由する機関について、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を追加することとした。

【改正実施要項 2 (1)、4 (1)、5 (1)、6 (6) 関係】

## ② 学校の同意書の添付の廃止

従来求めていた申請に当たっての学校の同意書の添付を廃止することとした。【改正実施要項 2 (1)、4 (1) 関係】

## ③ 申請の期間の延長

従来、毎年度、原則として 8 月 1 日から 8 月 31 日までとされていた新規指定・変更・廃止の申請の期間について、申請期間の延長を図る観点から、毎年度、原則として 6 月 1 日から 8 月 31 日までとすることとした。【改正実施要項 2 (2)、4 (2)、5 (2) 関係】

## ④ 特別の教育課程の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への説明

新規指定の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとするとともに、変更の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすることとした。【改正実施要項 2 (3)、4 (3) 関係】

- ⑤ 教育課程特例校の指定の対象からの授業時数特例校の除外  
授業時数特例校制度の創設に伴い、教育課程特例校の指定の対象となる学校から、授業時数特例校に指定されている場合を除くこととした。【改正実施要項 3 関係】
- ⑥ 教育課程特例校における情報提供  
従来求めていた教育課程特例校における特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報の積極的な提供について、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成の方針等を、原則として実施初年度の 4 月 30 日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとすることとした（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。【改正実施要項 6（3）関係】
- ⑦ 管理機関による公表の状況の報告  
⑥による公表の状況について、管理機関は、実施初年度の 5 月 31 日までに都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとすることとした。【改正実施要項 6（4）関係】
- ⑧ 管理機関における情報提供  
従来求めていた管理機関における、特別の教育課程の実施状況の把握・検証について、毎年度、その結果を当該管理機関のウェブサイトにおいて公表することを明確化した（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。【改正実施要領 6（5）関係】
- ⑨ 改正実施要項の施行時期  
改正実施要項は、令和 3 年 7 月 30 日から施行することとした。ただし、新規指定や変更の申請に先立つ保護者等への説明については、令和 5 年度以降の申請において求めるものであることから、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。  
また、新規指定・変更・廃止の申請の期間について、令和 3 年度においては、8 月 1 日から 8 月 31 日までとし、令和 3 年度以前に指定された教育課程特例校における特別の教育課程の編成の方針等の公表については令和 4 年度の 4 月 30 日までに、令和 3 年度以前に指定された特別の教育課程の公表の状況についての管理機関から文部科学省への報告については令和 4 年度の 5 月 31 日までに行うものとすることとした。【改正実施要項附則関係】

(2) 申請に係る様式について

従来、教育課程特例校指定（変更・廃止）申請書【様式 1～3（要押印）】、教育課程特例校新規・変更・廃止申請に係る詳細【様式 4（要押印）】及び

各学校の同意書【参考様式】の提出を求めていたものについて、取組の終期の設定を不要とするなどの所要の改善を行うとともに、教育課程特例校指定（変更・廃止）申請書に一元化することとした（押印不要）。

また、文部科学省の審査に当たって、指定の条件を満たしていることを確認するため、申請書の別紙として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する各学校の教育課程表の記載を求めることとした（高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校については、任意の様式で申請書に添付して提出すること）。

### 3. 改正実施要項等に基づく取組の実施に当たっての留意事項

- (1) 申請に係る変更後の様式については、令和4年度からの新規指定・変更・廃止に係る申請から使用するものとする。
- (2) 申請内容等に鑑み、指定の条件を満たしていることを確認するための根拠となる資料の提出を求める場合があるので、管理機関においては、求めがあった場合には速やかに提出すること。
- (3) 従来の申請に係る様式において既に指定を受けている教育課程特例校については、変更後の様式の下での特別の教育課程編成・実施計画等を改めて提出する必要はないこと。
- (4) 学校による新規指定や変更の申請に先立つ特別の教育課程の内容についての保護者への説明については、例えば保護者会やPTAの会合での説明、学校だよりの配布などにより、当該学校に通学する児童生徒の保護者に説明することが考えられること。また、地域住民等への説明については、例えば学校評議員への説明、学校運営協議会における協議、地域向け情報誌への掲載などにより、当該学校の通学区域に在住する住民等に説明することが考えられること。その他、学校のウェブサイトに掲載することで、広く保護者及び地域住民等に対して情報提供し、説明責任を果たすことも可能であること。
- (5) 教育課程特例校は、当該学校における特別の教育課程の編成の方針等について、当該学校のウェブサイトにおいて公表することとされているが、当該学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、当該学校における掲示や、広報誌、学校案内等の媒体により地域に広く公表すること。
- (6) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。
- (7) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を、原則として、当該機関のウェブサイトにおいて公表することとされているが、当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、関連する別のウェブサイトや当該機関における掲

示、広報誌等の媒体により地域に広く公表すること。

- (8) 管理機関による把握・検証結果に関する文部科学省への報告については、原則として実施翌年度の8月31日を期限とすること。なお、提出方法等については、別途連絡することを予定していること。
- (9) その他、教育課程特例校制度実施要項の改正等について（30文科初第811号平成30年9月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）「3. 改正実施要項等に基づく取組の実施に当たっての留意事項」の（4）～（8）、（10）及び（11）についても引き続き参照すること。

## 授業時数特例校制度実施要項の要点

## 1. 基本的な考え方

授業時数特例校制度は、文部科学大臣が指定する学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、教科等ごとの授業時数の配分の変更により特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度である。

## 2. 主な内容について

## ① 新規指定・変更・廃止の申請

特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程）の管理機関又は指定を受けた授業時数特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更若しくは廃止する必要がある管理機関においては、原則として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する又は特別の教育課程編成・実施計画を変更若しくは廃止する年度の前年度の12月31日までに、都道府県教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を経由して、それぞれ、文部科学省に次の申請書を提出するものとする。【実施要項2（1）、4（1）、5関係】

申請の内容	申請書の種類
新規指定	授業時数特例指定申請書
変更	授業時数特例指定変更申請書
廃止	授業時数特例指定廃止申請書

## ② 特別の教育課程の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への説明

学校は、新規指定の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとするとともに、変更の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。【実施要項2（2）、4（2）関係】

③ 申請に当たっての要件

文部科学省は、授業時数特例校申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画書を審査し、次の各要件を満たす場合に、当該学校を授業時数特例校に指定する。【実施要項 3 関係】

(ア) 学校教育法施行規則第 55 条の 2 等に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成 20 年文部科学省告示第 30 号) 第 2 項に定める基準

- 一 学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条、第 84 条又は第 129 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領若しくは特別支援学校高等部学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項(以下この号及び次号において「内容事項」という。)が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合(当該学校の設置者が異なる場合にあつては、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。)にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。
- 二 特別の教育課程において、内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
- 三 特別の教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 四 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

(イ) 減じる授業時数の上限

教育課程の編成に当たって、各学年における各教科の授業時数について、標準授業時数の 1 割を超えない範囲の授業時数を減じ、他の教科等の授業時数に充てること。

(ウ) 授業時数特例校の対象となる学校種及び教科

各学校種において、標準授業時数を下回って教育課程を編成することができる教科は、次のとおりであること。

学校種	対象となる教科
小学校 義務教育学校の前期課程	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画 工作、家庭、体育及び外国語
中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程	国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に 限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及 び外国語

④ 授業時数特例校における情報提供

授業時数特例校は、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成の方針等を、原則として実施初年度の4月30日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとする（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。【実施要項6（1）関係】

⑤ 管理機関による公表の状況の報告

④による公表の状況について、管理機関は、実施初年度の5月31日までに都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。【実施要項6（2）関係】

⑥ 文部科学省による報告・実地調査

文部科学省は、授業時数特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。【実施要項6（3）関係】

⑦ 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた授業時数特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。【実施要項7関係】

⑧ 指定の取消

文部科学省は、以下の場合において、授業時数特例校の指定を取り消すことができる。【実施要項8関係】

- 一 管理機関が、特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 授業時数特例校が、実施状況の公表に係る義務を怠ったとき
- 三 授業時数特例校において、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき



⑨ 実施要項の施行時期

実施要項は令和3年7月30日から施行する。【実施要項附則関係】

3. 実施要項等に基づく取組の実施に当たっての留意事項

- (1) 授業時数特例校制度の申請は、令和4年度から取組の実施を希望する場合から受け付けること。
- (2) 申請内容等に鑑み、指定の条件を満たしていることを確認するための根拠となる資料の提出を求める場合があるので、管理機関においては、求めがあった場合は速やかに提出すること。
- (3) 学校による新規指定や変更の申請に先立つ特別の教育課程の内容についての保護者への説明については、例えば保護者会やPTAの会合での説明、学校だよりの配布などにより、当該学校に通学する児童生徒の保護者に説明することが考えられること。また、地域住民等への説明については、例えば学校評議員への説明、学校運営協議会における協議、地域向け情報誌への掲載などにより、当該学校の通学区域に在住する住民等に説明することが考えられること。その他、学校のウェブサイトに掲載することで、広く保護者及び地域住民等に対して情報提供し、説明責任を果たすことも可能であること。
- (4) 授業時数特例校は、当該学校における特別の教育課程の編成の方針等について、当該学校のウェブサイトにおいて公表することとされているが、当該学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、当該学校における掲示や、広報誌、学校案内等の媒体により地域に広く公表すること。
- (5) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。
- (6) 授業時数特例校及び管理機関は、編成した特別の教育課程の実施状況の把握・検証を適切に行うこと。
- (7) 実施要項に基づく取消の要件のうち、「特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき」には、指定の条件を満たして実施されていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったときも含むこと。
- (8) その他、別途送付する「授業時数特例校制度に関するQ&A（学校・管理機関向け）」についても参照すること。

## 教育課程特例校制度実施要項

平成20年10月16日  
文部科学大臣決定  
平成22年7月6日改正  
平成28年4月1日改正  
平成30年9月11日改正  
令和3年7月30日改正

## 1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第85条の2（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の2に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）に指定する。

## 2 教育課程特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、国私立の学校にあつては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に教育課程特例校指定申請書を提出するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6月1日から8月31日までとする。
- (3) 学校は、上記の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

## 3 教育課程特例校の指定

文部科学省は、教育課程特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準を満

たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定する（ただし、授業時数特例校に指定されている場合を除く。）。

#### 4 特別の教育課程編成・実施計画の変更

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更する必要があるときは、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定変更申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6月1日から8月31日までとする。
- (3) 学校は、上記の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

#### 5 特別の教育課程編成・実施計画の廃止

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6月1日から8月31日までとする。

#### 6 実施状況の報告等

- (1) 教育課程特例校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (2) 教育課程特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (3) 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成の方針等を、原則として、実施初年度の4月30日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとする（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。
- (4) 管理機関は、(3)による公表の状況について、実施初年度の5月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。

- (5) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を当該管理機関等のウェブサイトにおいて公表するものとする（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。
- (6) 管理機関は、(5)による把握・検証の結果について、毎年度、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。
- (7) (6)による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができる。
- (8) 文部科学省は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

## 7 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた教育課程特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

## 8 指定の取消

文部科学省は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育課程特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が、4の(1)の規定による特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 教育課程特例校又は管理機関が、6の(1)～(6)の規定による実施状況の評価等に係る義務を怠ったとき
- 三 教育課程特例校において、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき

### 附 則（令和3年7月30日改正）

- 1 この大臣決定は、令和3年7月30日から施行する。ただし、2の(3)及び4の(3)の規定については、令和4年4月1日から施行する。
- 2 2の(2)、4の(2)及び5の(2)に規定する申請の期間は、令和3年度にあっては、8月1日から8月31日までとする。
- 3 令和3年度以前に指定された教育課程特例校における6の(3)の規定の適用については、同規定中「実施初年度の4月30日まで」とあるのは、「令和4年度の4月30日まで」と読み替えるものとする。
- 4 令和3年度以前に指定された教育課程特例校における6の(4)の規定の適用については、同規定中「実施初年度の5月31日まで」とあるのは、「令和4年度の5月31日まで」と読み替えるものとする。

## 授業時数特例校制度実施要項

令和3年7月30日  
文部科学大臣決定

## 1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「授業時数特例校」という。）に指定する。

## 2 授業時数特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、国私立の学校にあつては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、原則として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に授業時数特例校指定申請書を提出するものとする。
- (2) 学校は、上記の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

## 3 授業時数特例校の指定

文部科学省は、授業時数特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2、学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準及び次の各号に定める事項をいずれも満たしていると認めるときは、当該学校を授業時数特例校に指定する。

- 一 教育課程の編成に当たって、各学年における各教科の授業時数について、標

準授業時数（学校教育法施行規則に定める授業時数の標準をいう。）の1割を超えない範囲内の授業時数を減じ、他の教科等の授業時数に充てること

二 標準授業時数を下回って教育課程を編成することができる教科は、次に掲げる学校の種類ごとに定めるものに限ること

イ 小学校 学校教育法施行規則第50条に規定する各教科

ロ 中学校 学校教育法施行規則第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

ハ 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第79の6第1項において準用する同令第50条に規定する各教科、後期課程にあつては同令第79条の6第2項において準用する同令第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

ニ 中等教育学校の前期課程 学校教育法施行規則第108条第1項において準用する同令第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

#### 4 特別の教育課程編成・実施計画の変更

(1) 管理機関は、指定を受けた授業時数特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更する必要があるときは、原則として、特別の教育課程編成・実施計画を変更する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、授業時数特例校指定変更申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。

(2) 学校は、上記の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

#### 5 特別の教育課程編成・実施計画の廃止

管理機関は、指定を受けた授業時数特例校の特別の教育課程編成・実施計画を廃止する必要があるときは、原則として、特別の教育課程編成・実施計画を廃止する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、授業時数特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。

#### 6 実施状況の公表等

(1) 授業時数特例校は、地域や学校の実態に応じて、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成

の方針等を、原則として、実施初年度の4月30日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとする（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。

- (2) 管理機関は、(1)による公表の状況について、実施初年度の5月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して(国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接)、文部科学省に報告するものとする。
- (3) 文部科学省は、授業時数特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

## 7 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた授業時数特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

## 8 指定の取消

文部科学省は、次の各号のいずれかに該当するときは、授業時数特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が、4の(1)の規定による特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 授業時数特例校が、6の(1)及び(2)の規定による実施状況の公表等に係る義務を怠ったとき
- 三 授業時数特例校において、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき

## 附 則

この大臣決定は、令和3年7月30日から施行する。